

「ドリームのうみ」の継続貸付について

(1) 経緯

- H24. 1. 27 芸備商船(株)から公共交通協議会へ海上分科会開催の要請
 2. 3 海上分科会を開催。芸備商船(株)の報告、今後について協議
 2. 29 第4回市公共交通協議会で方針報告・協議
 3. 16 市議会全員協議会で方針報告・協議
 4. 1 江田島汽船(株)へ「ドリームのうみ」備船
 H25. 1. 28 第3回市公共交通協議会で継続協議
 2. 5 市議会全員協議会で継続協議
 4. 1 江田島汽船(株)へ「ドリームのうみ」継続備船
 12. 24 江田島汽船(株)から「ドリームのうみ」継続備船の要請
 H26. 1. 17 海上分科会を開催

(2) 江田島汽船(株)からの要請

2年間の社会実験は3月末で終了となるが、「ドリームのうみ」に代る船舶の確保に至っておらず継続貸付の要請があった。

なお、備船料については、収支は取れていない状況ではあるが、瀬戸内海汽船(株)から備船しているシーフレンドの備船料50万円と同額で、従来と同条件でお願いしたいということである。

(3) 「ドリームのうみ」の継続貸付

- 三高航路は、シーフレンド1隻ではサービス基準(13往復)を充たすことができず、「ドリームのうみ」の貸付を中止した場合、航路の維持が困難となる。このため、緊急避難的な観点から「ドリームのうみ」の貸付を継続する。
- 貸付の条件は、江田島汽船(株)からの要請どおり、今年度と同様とする。
 - ・ 備船料(税別) 月額50万円(年間600万円)
 - ・ 備船の形態は、借主が期間中の検査費用(ドック等)をもつ裸備船とする。
- 貸付期間は6ヶ月とする。
 - ・ 江田島汽船(株)には早期の代船確保を要請する。
 - ・ 延長が必要な場合には、再調整する。

※ 「ドリームのうみ」建造に伴う償還金返済のため、償還金の返済額と備船料の差額について、一般会計から交通船事業会計に繰出を行う。

(26年度上期)償還金 12,639千円 備船料3,000千円 差額 9,639千円